

### ひとり親家庭の高校生の通学定期代を助成します

4月から、ひとり親家庭を対象に、高校生の通学定期代の一部を助成します。

**対象者**  
市内在住のひとり親家庭で、次のいずれかの世帯（生活保護世帯は除く）

- ① 児童扶養手当受給世帯
- ② あわらし母子家庭等医療費助成受給世帯

**対象定期券**  
高校通学のために利用する公共交通機関の通学用定期乗車券で、令和2年4月1日以降分

**助成額**  
定期券購入費  
（上限額 1カ月当たり1万円）

**申請**  
【期限】定期券有効期間終了後、1カ月以内  
子育て支援課の窓口で申請してください。

**問合せ**  
子育て支援課  
☎73・8021

### 福井県交通災害等遺児就学支度金

保護者を次の災害で失った遺児が、令和2年4月に高校に入学した際に、県から支度金が支給されます。

支給を希望する人は、ご相談ください。

**災害** 交通災害、労働災害、地震・水害などの天災、病死、その他知事が認めた災害

**対象** ・生活保護世帯  
・市民税の所得割を課せられていない人がいる人

**相談** 【期限】6月5日（金）  
子育て支援課  
☎73・8021

※各記事のタイトル右上のタブは、問い合わせ先・関係課を示しています。

### 市内で創業する人を応援します！ スモール・ビジネス支援事業補助金

市内で創業する人に対して、創業に要する経費の一部を補助します。審査会は6月を予定しています。要件など詳しくは、市のホームページをご覧ください。

**対象経費** 人件費、外装工事・内装工事費、リース費、広告宣伝費、法人設立に係る経費など

**補助額** 対象経費の2分の1以内  
（上限150万円）

**問合せ** 福井県後期高齢者医療広域連合  
☎54・6330

### あわらし芦原温泉駅西口駐車場を閉鎖します

現在、駅周辺の市営駐車場は次の3カ所ですが、北陸新幹線県内延伸に向けたJ芦原温泉駅周辺整備のため、西口駐車場は令和2年5月末で閉鎖となります。6月以降に駐車場を利用する際は、東口駐車場または東口仮設駐車場をご利用ください。料金など詳しくは、市のホームページをご覧ください。

また、西口駐車場内の駐輪場の代わりに、6月からは駅前児童公園の駐車場内に仮設駐輪場を設置します。

利用者の皆さまには大変ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

**駅周辺市営駐車場**

- ① 東口駐車場（時間制のみ）
- ② 東口仮設駐車場（時間制のみ）
- ③ 西口駐車場（時間制のみ）

※令和2年5月末で閉鎖

**問合せ** 生活環境課 生活G  
☎73・8017



### まち・むらときめきセミナー 防災に強い集落づくりセミナー

「あわらしまち・むらときめきプラン」に基づく集落の担い手育成の一環として、セミナーを開催します。

令和2年度の1回目は、風水害などの災害が発生した際、どのタイミングで避難するか、誰が何を行うのかなど、さまざまな状況で時間経過ごとに変化する気象状況などの提示を受け、参加者同士で適切な方法を考えながら、判断力の育成につながる図上訓練を実施します。

ワークショップ形式となりますので、参加を希望する人は事前にお申し込みください。

**とき** 6月7日（日）  
13時30分～16時30分

**ところ** 中央公民館 大ホール

**講師** NPO法人まちの防災研究会  
理事長 松森 和人氏

**参加費** 無料  
先着150人

**申込み** 【期限】5月25日（月）  
総務課 行政G  
☎73・8004  
総務課 防災安全対策室  
☎73・8040

### 後期高齢者医療制度に関するお知らせ 保険料率などの見直し

**令和2・3年度適用の保険料率**  
医療費、高齢者負担率の増加などにより、保険料率を見直します。

**所得割率** 8・90%

**均等割額** 4万7800円

**賦課限度額の変更**  
一人当たり保険料の年間上限額が、次のとおり変更になります。

上限額	31年度	令和2年度
	62万円	64万円

**均等割2割軽減対象者**

基準額	31年度	令和2年度
	51万円	52万円

**均等割5割軽減対象者**

基準額	31年度	令和2年度
	28万円	28・5万円

**変更点**  
対象 世帯の総所得金額などが、33万円＋基準額×世帯に属する被保険者数以下の人

**問合せ** 福井県後期高齢者医療広域連合  
☎54・6330

### ご存じですか？ふれあい保険

傷害保険		賠償責任保険	
通院保険金	入院保険金	死亡保険金	受託物賠償
1日20000円 (90日限度)	1日30000円 (1800日限度)	500万円	1事故につき 100万円
		後遺障害保険金	対人・対物賠償
		500万円	1事故につき 5億円
			自然災害や故意による事故、同居の親族に対する事故、自動車の運行・管理、施設の建設・改築・改造、修理工事による事故など
			対象とならない事故
			自然災害や故意による事故、被補償者の自殺行為・犯罪行為・無資格運転・酒酔い運転・脳疾患・疾病・心身喪失などによる事故、他覚症状のないむちうち症や腰痛など

市では、社会活動中に万が一事故が発生した場合、治療費などの一部を補償するため、社会活動災害補償保険（ふれあい保険）に加入しています。

**対象活動**  
自治会、青壮年団、婦人会、老人クラブ、子ども会などの団体が行う社会活動

※スポーツ少年団活動を除く

**注意事項**  
ふれあい保険により支給される保険金はあくまで見舞金程度と考える。活動の際には、事前に他の保険（ボランティア活動保険、スポーツ安全保険など）への加入を検討するなど、事故対応に万全を期してください。

**事故が発生したときは**  
万一、活動中に事故が発生したときは、事故から14日以内に団体を担当している課へ連絡し、事故報告書を作成してください。

また、市が主催する行事での事故は、会場で係員に申し出て下さい。行事の担当課が事故報告書を作成します。

**問合せ** 総務課 行政G  
☎73・8004

